

財務 VOL.54

知っておきたい相続⑥ 一遺言書あれこれー

今回は、相続において欠かせない「**遺言書**」について取り上げます。遺言書を作成することの**意味**、また、遺言書には3つの種類がありますが、それぞれの**メリット・デメリット**についてご紹介させていただきます。

遺言書を作成することの意味

相続が発生した場合、被相続人の財産は、基本的には、「**法定相続人**」が「**法定相続分**」だけの財産を相続することとなります。しかし、被相続人の方が、

- ① 財産を**特定の法定相続人**(長男等)に多く相続させたい
- ② 財産を**法定相続人以外の方**(内縁の妻等)に承継させたい
- ③ **特定の財産を特定の方に**承継させたい

とお考えの場合には、遺留分、特別受益、寄与分(前々月号参照)という制約はありますが、遺言書を作成することにより可能となります。

また、もし先生方に上記のニーズがございましたら、不測の事態に備え、**お早目**に遺言書を作成することをお勧め致します。「そのうちに」遺言書を作成しようとお考えになっていた方が、結局作成しないままお亡くなりになり、親族間で争いが起こる、というのはよくある話です。まさに「**いつやるか？今でしょ！**」なのです。

遺言書の種類

それでは、遺言書はどのように作成すればよいのでしょうか？

① 自筆証書遺言

まず、先生方ご自身が、自筆で(パソコン等での作成は不可)遺言書を作成する方法があり、これを自筆証書遺言といいます。

自筆証書遺言のメリットは、**作成が簡単**であること、**内容を秘密にできる**こと等ですが、デメリットも多くあります。

まず、遺言書をご自身で作成・保管していただかなければなりませんので、**不備により無効**とされたり、**紛失**のおそれがあります。

また、遺言書が本物なのかどうかをめぐって**裁判に発展**するケースも考えられます。

② 公正証書遺言

次に、先生が公正役場に行き、公証人に遺言書を作成してもらう方法があり、これを公正証書遺言といいます。

公正証書遺言のメリットは、**不備により無効とされない**こと、また、公正役場に遺言書が保管されているため、**紛失のおそれもない**こと等です。

デメリットと致しましては、先生が**公正役場に行く必要がある**こと、公正役場において**2人以上の証人の立会が必要**となること、公証人及び証人に対する**費用がかかる**(金額は相続財産により変わります)こと等が挙げられます。

③ 秘密証書遺言

最後に、①と②の中間の方法として、先生方ご自身で作成した遺言書(自筆である必要はございません)を公証役場に持参し、公証人に遺言書が本物であることを証明してもらう方法があります。これを秘密証書遺言といいます。

秘密証書遺言は、**内容を秘密にできる**という自筆証書遺言のメリットを残しつつ、**裁判沙汰になるリスクを排除**したのですが、公証人は遺言書の細部まで確認するわけではありせんし、遺言書の保管は先生方ご自身でいただくこととなりますので、**不備により無効**とされたり、**紛失**したりするおそれがあります。

また、公正証書遺言と同様、先生が**公正役場に行く必要**がありますし、公正役場において**2人以上の証人の立会が必要**となり、それに伴う**費用もかかります**。

○ 自筆証書遺言・秘密証書遺言の作成例

遺言書

1. 遺言者 ○野○男 は妻 ○野○子 に

以下の不動産を相続させる。

(1) 土地

所在 大阪市中央区△△

地番 □-□

地目 宅地

地積 ◇◇㎡

※ 登記事項証明書(法務局で取得可能)に記載があります

2. 遺言者 ○野○男 は次男 ○野○平 に

○野○男名義の下記預金債権を相続させる。

(1) ●●銀行▲▲支店 普通預金 No.■

3. その他の財産は長男 ○野○郎 に相続させる。

平成25年◆月◆日

遺言者 ○野○男 ㊟

※ 認印で構いません

なお、実際の遺言書に占める上記3種類の割合について申し上げますと、**確実性が最も高い「公正証書遺言」を作成される方がほとんど**で、費用の関係等で「自筆証書遺言」を選択される方も少数ながらいらっしゃる、というのが現状です。「公正証書遺言」が8~9割を占め、「自筆証書遺言」が1割程度です。「秘密証書遺言」が作成されることはほとんどありません。

第49号から6回にわたり、『相続』に関する情報を提供させていただきましたが、いかがでしたでしょうか？**具体的な相続に関するご相談や簡易な相続シミュレーション、その他有効な対策など、弊社では相続専門の税理士が随時対応致します(初回相談無料)**。ぜひ**早め早めの「相談⇒対策⇒実行」**にお役立てください。